

# 国立国会図書館

## 日米地位協定の刑事裁判権規定

—米軍人等の被疑者の身柄引渡しを中心に—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 931 (2016.12.15.)

はじめに

I 日米地位協定の概要

II 米軍人等の被疑者の身柄引渡しをめぐる動き

1 日米地位協定の刑事裁判権規定の概要

2 日米地位協定の刑事裁判権規定の運用改善

3 日米地位協定の見直しを求める動きと政府の立場

III 韓独の駐留米軍地位協定における刑事裁判権規定

1 韓独の駐留米軍地位協定における刑事裁判権規定

2 韓国の運用改善

おわりに

- 平成 28 (2016) 年 4 月、沖縄県で女性が行方不明になり、5 月になってその女性の死体遺棄容疑で沖縄県警が米軍属を逮捕した。この事件を契機として、改めて沖縄県で日米地位協定の見直しを求める声が高まった。
- 今回の事件によって日米地位協定の見直しを求める動きが顕在化した。本稿では、日米地位協定の刑事裁判権規定をめぐる近年の動向について、特に米軍人等の被疑者の身柄引渡しの問題に焦点を当てて整理する。
- 米軍人等の被疑者の身柄引渡しについて、運用改善が図られてきた一方で、沖縄県などからは、日本側が被疑者の身柄引渡しを要請した場合、米側が応ずる旨を日米地位協定に明記するなどの要望が行われ続けている。米軍人等の被疑者の身柄引渡しについては、他国における駐留米軍地位協定の動向を含めて、注視していくことが重要である。

国立国会図書館

調査及び立法考査局外交防衛課

やまもと けんたろう  
(山本 健太郎)

第 9 3 1 号

## はじめに

平成 28 (2016) 年 4 月、沖縄県で女性が行方不明になり、5 月になってその女性の死体遺棄容疑で沖縄県警が米軍属の男を逮捕した (II 章で詳述)。これまでも、米軍人及び軍属 (以下「米軍人等」という。) による犯罪が起きると、日米地位協定<sup>1</sup>の問題が議論されてきた<sup>2</sup>が、今回の事件によって改めて、沖縄県で日米地位協定の見直しを求める声が高まった<sup>3</sup>。

本稿では、日米地位協定の刑事裁判権規定をめぐる近年の動向について、特に米軍人等による犯罪における被疑者の身柄引渡しの問題に焦点を当てて整理する。I 章で日米地位協定について概観する。II 章では米軍人等の被疑者の身柄引渡しに関し、日米地位協定の規定、運用改善の経緯、地位協定の見直しを求める動きと政府の立場について述べる。III 章では韓国やドイツの駐留米軍地位協定における被疑者の身柄引渡しに係る規定について紹介する。

## I 日米地位協定の概要

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域の使用を認めた日米安全保障条約<sup>4</sup>第 6 条を受けて、施設・区域の使用の在り方や日本における米軍の地位について定めた条約である<sup>5</sup>。日米地位協定については、様々な問題点が指摘されてきたが、特に刑事裁判権、基地使用の在り方、環境汚染などの問題が挙げられてきた<sup>6</sup>。

日米地位協定は、昭和 35 (1960) 年の締結・発効以後、改定は一度も行われていない<sup>7</sup>。日本政府として対応すべき事態が生じたときは、運用改善という形で対処されてきた。

なお、日米地位協定第 25 条に基づき、協議機関として日米合同委員会が設置されており、個々の施設・区域の提供を含め、日米地位協定の実施項目は主として「日米合同委員会合意」

\* 本稿は、山本健太郎「日米地位協定の運用改善の経緯—米兵等の容疑者の身柄引渡しをめぐる—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』766 号, 2013.1.24. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_6019604\\_po\\_0766.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_6019604_po_0766.pdf?contentNo=1)> を再構成し加筆したものである。

\*\* 文中の肩書は全て当時のものである。

\*\*\* 本稿の注におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 28 (2016) 年 12 月 7 日である。

<sup>1</sup> 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和 35 年条約第 7 号)

<sup>2</sup> 平成 24 (2012) 年までの経緯については以下を参照。山本健太郎「日米地位協定の運用改善の経緯—米兵等の容疑者の身柄引渡しをめぐる—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』766 号, 2013.1.24. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_6019604\\_po\\_0766.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_6019604_po_0766.pdf?contentNo=1)>

<sup>3</sup> 「(時時刻刻) 地位協定見直し論 再燃 沖縄相「県連として」改定要求」『朝日新聞』2016.5.25.

<sup>4</sup> 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(昭和 35 年条約第 6 号)

<sup>5</sup> 「在日米軍関連」外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/index.html>>

<sup>6</sup> II-3 で後述する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の要請の中でこれらの問題が指摘されている。沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会「要請書」2016.3. <<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/chijihatugen/documents/documents/h27yousei.pdf>>; 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会「基地対策に関する要望書 (別冊) [日米地位協定関係]」2016.7. 神奈川県ウェブサイト <<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/837041.pdf>>

<sup>7</sup> ただし、平成 27 (2015) 年には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(平成 27 年外務省告示第 351 号。いわゆる「環境補足協定」) が署名された。外務省は「従来の運用改善とは質的に異なるもの」としている。「環境に関する改善の措置」2016.9.15. 外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem\\_02.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_02.html)>

として規定されることとなっている<sup>8</sup>。後述する運用改善についても日米合同委員会合意<sup>9</sup>によって行われてきた。

## II 米軍人等の被疑者の身柄引渡しをめぐる動き

### 1 日米地位協定の刑事裁判権規定の概要

日米地位協定において、刑事裁判権について規定しているのが第17条である。

同条第1項において、米軍当局は米国の軍法に服する全ての者に対する裁判権を有し、日本当局は米軍人、軍属及びその家族が日本国内で犯す犯罪で日本の法令により罰し得るものについて裁判権を有することが規定されている。同条第2項で、一方の国の法令によってのみ罰し得る罪については、その国の当局が専属的裁判権を有することが規定されている。

裁判権が競合する場合の優先順位が、同条第3項に規定されている。①専ら米国の財産、安全又は米軍構成員等の身体、財産のみに対する罪と、②公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪については、米軍当局が第一次裁判権を持ち、その他の場合について、日本の当局が第一次裁判権を有すると規定されている。

また、同条第5項(a)では、日本の当局及び米軍当局が、被疑者の逮捕及び裁判権を行使すべき当局への引渡しについて、相互に協力しなければならないと規定されている一方、同条第5項(c)では日本が裁判権を行使すべき場合でも、被疑者の身柄が米側にあるときは、日本が公訴を提起するまでの間、米側が身柄を拘束することが規定されている。

この点について、日本の警察は、基地外で米軍人等の被疑者を逮捕しない限り、原則として捜査段階では被疑者の身柄を拘束することはできず、日本側が公訴を提起するまでは米軍が身柄の拘束を続けることになるとの指摘がある<sup>10</sup>。

### 2 日米地位協定の刑事裁判権規定の運用改善

本節では米軍人等による犯罪が度重なる中で、この規定をめぐるどのような動きがあったのかを概観する。主な動きをまとめたのが巻末の別表1である。

#### (1) 被疑者の身柄引渡しに関する運用改善

##### (i) 平成7(1995)年の刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意

平成7(1995)年9月に沖縄県で発生した米軍人による少女暴行事件を受け、同年10月25日の日米合同委員会では、特定の場合に被疑者の起訴前の身柄引渡しを可能とする運用改善を行うことで合意(以下「平成7年合意」という)<sup>11</sup>した。合意内容は次のとおりである。

<sup>8</sup> 「在日米軍関連」前掲注(5)

<sup>9</sup> 「日米地位協定各条及び環境補足協定に関する日米合同委員会合意」2016.3.3. 外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/index\\_02.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/index_02.html)>

<sup>10</sup> 櫻川明巧「日米地位協定の運用と変容—駐留経費・低空飛行・被疑者をめぐる国会論議を中心に—」本間浩ほか『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』内外出版, 2003, pp.35-36.

<sup>11</sup> 「日米地位協定第17条5(c)及び、刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意」外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem\\_keiji\\_01.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_keiji_01.html)>

刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意（平成7年10月）

- 1 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。
- 2 日本国は、同国が1にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。

外務省はこれにより、「殺人、強姦などの凶悪な犯罪で日本政府が重大な関心を有するものについては、起訴前の引渡しを行う途が開かれています」としている<sup>12</sup>。

その後、現在まで、6件の事件で、起訴前の身柄引渡しの要請が行われ、5件で起訴前の身柄引渡しが実現した。残りの1件については、起訴後に身柄が引き渡された<sup>13</sup>。

(ii) 平成16（2004）年の運用改善

平成13（2001）年1月には沖縄県北谷町で米軍人による連続放火事件が起きた。平成7年合意では、放火についての取扱いは明示されていなかったこともあり、この時には、起訴後に身柄が引き渡された。これを契機として、「その他の特定の場合」の明確化について、日米間で協議が行われることとなった<sup>14</sup>。

その後、日米間の協議が決着しない中、平成15（2003）年5月25日に沖縄県北部で婦女暴行致傷事件が発生し、日米地位協定の運用改善に関する日米間の協議が再び本格化した。平成16（2004）年4月、日米は米軍人等の被疑者の取調べに米軍代表者の同席を認めることで合意した（(2)で後述）際に、いかなる犯罪についても、日本政府が個別の事件に重大な関心がある場合には、身柄の引渡しを要請することができることが口頭で確認された<sup>15</sup>。

これにより、殺人、強姦以外の犯罪の被疑者でも起訴前の身柄引渡しの対象となり、引渡し対象が拡大したとの評価がある一方で、合意には対象となる具体的な罪名が示されず、また引き渡すかどうかは依然、米側の裁量に委ねられたままであり、大きな改善につながる保証はないとの指摘もあった<sup>16</sup>。

この確認について、合意文書には記載されず、口頭での確認になったことについて、外務省は、この確認が平成7年合意の解釈についてのものであり、日米間でこの解釈について明確に

<sup>12</sup> 「日米地位協定 Q&A 問9」外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa09.html>>

<sup>13</sup> 平成14（2002）年11月に沖縄県で発生した婦女暴行未遂・器物損壊事件の被疑者の起訴前の身柄引渡しの要請については、米側は日本側の説明を真摯に検討したものの、要請には応じられないとの回答であった。「刑事裁判手続に関する運用の改善」外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem\\_03.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_03.html)> 以下も参照。山本 前掲注(2), pp.4-5.

<sup>14</sup> 第151回国会衆議院外務委員会議録第2号 平成13年2月28日 pp.2-3. (河野洋平外相の答弁)

<sup>15</sup> 第159回国会参議院外交防衛委員会会議録第9号 平成16年4月6日 p.8. (海老原紳外務省北米局長の答弁「従来から、1995〔平成7〕年合同委合意のいわゆる第2パラにありますその他の特定の場合の明確化という問題がございましたけれども、これにつきましては、日本政府が重大な関心を有するいかなる犯罪も排除するものではなく、日本政府が個別の事件に重大な関心がある場合には、同文に基づき拘禁の移転を要請することができるということを日米間で確認したということでございます。」)

<sup>16</sup> 「日米地位協定 身柄引き渡し 改善保証なし」『東京新聞』2004.5.3.

確認をしておけば十分であると説明した<sup>17</sup>。

## (2) その他の刑事裁判権に関する運用改善

### (i) 日米間の捜査協力の強化等に関する日米合同委員会合意

平成 16 (2004) 年 4 月、日米合同委員会において、日米間の捜査協力の強化等に関する日米合同委員会合意<sup>18</sup>が成立した。この日米合同委員会合意により、平成 7 年合意に基づく起訴前の身柄引渡しの対象となる事件について、米軍当局が速やかに捜査を行うことができるようにするため、その事件について捜査権限を有する米軍司令部の代表者が日本側当局による被疑者の取調べに同席することが認められることとなった。<sup>19</sup>

### (ii) 軍属に対する裁判権の行使

米軍人等による公務中の犯罪については、日米地位協定上、米側が第一次裁判権を有している (第 17 条 3 (a))。このうち、軍属の公務中の犯罪について、平成 23 (2011) 年 11 月、日米合同委員会において、軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みに合意した。これにより、米側が公務中に犯罪を犯した軍属を刑事訴追しない場合、日本側が裁判権を行使することについて米側に同意を要請することができるようになった。<sup>20</sup>

なおこの運用改善は、平成 23 (2011) 年 1 月 12 日、沖縄市において発生した在沖米空軍軍属による交通死亡事故<sup>21</sup>についても適用された。同事故について、11 月 23 日、米側から刑事訴追を追求しないとの通告があり、同日、日本側から米側に対して裁判権を行使することへの同意を求める要請を行った。これに対し、24 日、米側からこれに同意する旨の回答があった。<sup>22</sup>

### (iii) 「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正

昭和 31 (1956) 年の「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意では、公の催事での飲酒後の自動車運転による通勤が公務として取り扱われ得る余地を残していた。この日米合同委員会合意の見直しのための協議が行われ、平成 23 (2011) 年 12 月、昭和 31 (1956) 年の「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意を改正し、公の催事での飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤は、いかなる場合であっても公務として取り扱わないことで合意した。<sup>23</sup>

### (iv) 刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組み

平成 25 (2013) 年 10 月には、日米地位協定に基づく刑事裁判等の処分結果の相互通報制度

<sup>17</sup> 第 159 回国会衆議院外務委員会議録第 15 号 平成 16 年 4 月 28 日 p.10. (海老原外務省北米局長の答弁)

<sup>18</sup> 「捜査協力の強化及び 1995 年 10 月 25 日の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意の円滑な運用の促進のための措置に関する日米合同委員会合意 (仮訳)」外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/17\\_06.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/17_06.pdf)>

<sup>19</sup> 「刑事裁判手続に関する運用の改善」前掲注(13)

<sup>20</sup> 「日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みの合意」2011.11.24. 外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/gunzoku\\_1111.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/gunzoku_1111.html)>

<sup>21</sup> 沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍基地』2013, p.77. <<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/dai3syoushu.pdf>>

<sup>22</sup> 「日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みの合意」前掲注(20)

<sup>23</sup> 「日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正」2011.12.16. 外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/koumu\\_hani.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/koumu_hani.html)>

に関する新たな枠組みの合意がなされた<sup>24</sup>。

従来、米軍人等によって日本国又は日本国民に対して行われた疑いのある犯罪に係る事件について、米側が第一次裁判権を行使した場合の処分結果については、裁判の最終結果のみが日本側に通報される仕組みとなっていた。この合意により、米側から日本側に対し、第一次裁判権を行使した全ての事件（日本又は日本国民に対して行われた疑いのある犯罪に係る事件に限る。）について、裁判の最終結果のみならず、各審級の裁判結果、裁判によらない懲戒処分の結果、そして処分を行わないとの決定も通報の対象となった。また、日本側は、通報を受けた裁判の結果や米側による懲戒処分の事実の公表、さらに被害者又はその家族に対する米側の懲戒処分の内容の開示もできるようになった。

#### (v) 軍属等の日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表

沖縄県うるま市で平成 28 (2016) 年 4 月 28 日から行方不明になっていた女性の死体遺棄容疑で、同年 5 月 19 日に沖縄県警が元米海兵隊員の軍属を逮捕した（同年 6 月 9 日には殺人と強姦致死容疑で再逮捕）。

この事件では、沖縄県警が被疑者を逮捕して、日本の当局が身柄を拘束したため、日米地位協定上の問題が実際に生じたわけではなかった<sup>25</sup>ものの、沖縄県議会が同年 5 月 26 日に「米軍人等を特権的に扱う身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本改定を行うこと」等を要求する意見書や決議を可決する<sup>26</sup>など、日米地位協定の見直しを求める声が高まった。日米両政府は協議の結果、同年 7 月 5 日、日米地位協定が定める軍属の範囲を明確化することで合意した<sup>27</sup>。日米地位協定は軍属の範囲について、「合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの」（第 1 条 (b)）と規定しているが、これについて、範囲が曖昧であるとの指摘が出ていた<sup>28</sup>。これに対し、同日付の共同発表によれば、軍属は以下の 4 分類とされ、軍属の範囲がより明確になった。

- ①米政府予算及び歳出外資金により雇用される、在日米軍のために勤務する又は同軍の監督下にある文民の被雇用者
- ②合衆国軍隊が運航する船舶及び航空機に乗船・搭乗する文民の被雇用者
- ③合衆国軍隊に雇用されていないが合衆国政府の被雇用者であり、合衆国軍隊に関連する公式な目的のためにのみ日本国に滞在する者
- ④技術アドバイザー及びコンサルタントであって、在日米軍の公式な招待によって、及び在日米軍のためにのみ日本国に滞在する者

この合意後、岸田文雄外相は「従来のような運用改善にとどまらない、法的拘束力のある政

<sup>24</sup> 「日米地位協定に基づく刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みの合意」2013.10.8. 同上 <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page24\\_000150.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page24_000150.html)>

<sup>25</sup> 第 190 回国会衆議院安全保障委員会議録第 4 号 平成 28 年 5 月 24 日 pp.4, 7 (露木康浩警察庁長官官房審議官の答弁)；第 190 回国会参議院外交防衛委員会議録第 19 号 平成 28 年 5 月 24 日 p.5. (森健良外務省北米局長の答弁)

<sup>26</sup> 「平成 28 年第 2 回議会（臨時会）で可決された意見書・決議」2016.5.30. 沖縄県ウェブサイト <<http://www.pref.okinawa.jp/site/gikai/h280526ikensyo.html>>

<sup>27</sup> 「軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表（仮訳）」2016.7.5. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000171439.pdf>>

<sup>28</sup> 「日米 合意文書作成へ 地位協定の米軍属 範囲縮小 協定改定 踏み込まず」『朝日新聞』2016.7.6.

府間文書の作成を目指す」と述べている<sup>29</sup>。具体的には環境補足協定<sup>30</sup>のような補足協定の形となることが報道されている<sup>31</sup>。

### 3 日米地位協定の見直しを求める動きと政府の立場

これまで述べたように、米軍人等による犯罪の発生を受けて、日米地位協定の運用改善が行われてきた。その一方、運用改善では不十分として、抜本的な見直しを求める動きがあった。

#### (1) 沖縄県等

前述したように、平成7(1995)年に沖縄県で発生した少女暴行事件を契機として、同年10月25日に平成7年合意が行われた。しかし、沖縄県は同年11月4日、日米両政府に対し、日米地位協定見直し要請書を提出し、第17条関連として「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁が、どのような場合でも、日本側ができるよう明記すること」を挙げるなど、より一層の対応を求めた<sup>32</sup>。

平成12(2000)年8月にも、沖縄県は日米両政府に対し、日米地位協定の見直しに関する要請を行った。ここでは「合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記すること」を求めた<sup>33</sup>。

これ以後も、沖縄県と県内の基地所在の市町村で構成され、沖縄県知事を会長とする沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、日米両政府に対し毎年「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」を行っている。その「要請事項」の中に「日米地位協定の抜本的な見直しについて」があり、第17条関係(刑事裁判権)として「日本国当局からの被疑者の起訴前の拘禁移転要請に応ずる旨を明記すること」を挙げている<sup>34</sup>。

なお、前述した平成28(2016)年の沖縄県うるま市での事件後に行われた同年5月の日米首脳会談では、実効的な再発防止策を追求することで一致した<sup>35</sup>ものの、日米地位協定の改定には言及されなかった。これに対し翁長雄志沖縄県知事は「日米地位協定の見直しに言及しなかったことは、大変残念」、「日米地位協定について、政府は、今日まで運用改善により対応しておりますが、それでは限界があることは明らか」、「このまま日米地位協定の改定がなされなければ、県民は、米軍基地に対する不安を解消することができず、これ以上堪えることはできません」と述べた<sup>36</sup>。

また、同年9月には、沖縄県は稲田朋美防衛相に要望書<sup>37</sup>を提出し、日米地位協定の抜本的な見直しなどを求めた。そこでは、沖縄県うるま市での事件では、直接的には日米地位協定上の刑事裁判権の問題は発生していないとしつつ、こうした事件をなくし、米軍基地をめぐる諸

<sup>29</sup> 同上

<sup>30</sup> 前掲注(7)

<sup>31</sup> 「米軍属の範囲縮小へ 沖縄・暴行殺人受け日米合意」『東京新聞』2016.10.7.

<sup>32</sup> 沖縄県総務部知事公室基地対策室編『沖縄の米軍基地』1998, pp.213-214.

<sup>33</sup> 沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍基地』2008, p.88. <<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/4sho.pdf>>

<sup>34</sup> 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会 前掲注(6)

<sup>35</sup> 「日米首脳会談」2016.5.26. 外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4\\_002071.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_002071.html)>

<sup>36</sup> 「知事コメント(日米首脳会談について)」2016.5.25. 沖縄県ウェブサイト <[http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/20160525\\_comment.pdf](http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/20160525_comment.pdf)>

<sup>37</sup> 沖縄県「要望書」2016.9. <<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/chijihatugen/documents/yobosyo.pdf>>

問題を解決するためには、日米地位協定の見直しは避けて通れないと述べられている。

## (2) 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

米軍基地等が所在する都道府県で構成され、神奈川県知事を会長とする渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（以下「渉外知事会」という。）は、毎年、国に対し「基地対策に関する要望書」を提出している。最新の「基地対策に関する要望書（別冊）〔日米地位協定関係〕」（平成28年7月）の中では、「日米地位協定改定15項目の要望」の一つとして、「（第17条関係、裁判権）⑧ 日本国が第一次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」を挙げている<sup>38</sup>。

また、前述した平成28（2016）年の沖縄県うるま市での事件後には、渉外知事会は日米両政府に対し「沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請」を行い、「基地問題の根底にある日米地位協定の改定に、速やかに着手すること」等の対策を講ずることを求めた<sup>39</sup>。

## (3) 日本弁護士連合会（日弁連）

日本弁護士連合会は、平成26（2014）年10月に発表した日米地位協定の改定についての提言の中で「米軍人等の被疑者の身柄が米軍の手中にある場合であっても、米軍の同意なくして、日本が起訴前の米軍人等の被疑者の身柄を拘束できるようにすべき」としている<sup>40</sup>。

## (4) 政府の立場

こうした見直しを求める動きがある一方で、日本政府は「日米地位協定については様々な意見があることは承知しているが、政府としては、手当てすべき事項の性格に応じて効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組によって不断の改善を図ってきた。引き続き、こうした個々の問題において目に見える改善を一つ一つ積み上げていく、こうしたことによって日米地位協定のあるべき姿を追求していく」<sup>41</sup>として、運用改善による対応を図り、日米地位協定の改定には言及していない。

# III 韓独の駐留米軍地位協定における刑事裁判権規定

## 1 韓独の駐留米軍地位協定における刑事裁判権規定

日本と同様、米軍が駐留している国としては、韓国やドイツがある。韓国に駐留する米軍の法的地位は在韓米軍地位協定（米韓地位協定）<sup>42</sup>によって定められている。また、ドイツに駐留する外国軍隊の法的地位は、米国など北大西洋条約機構（NATO）加盟国間で締結された NATO

<sup>38</sup> 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会 前掲注(6), p.2.

<sup>39</sup> 「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（略称：渉外知事会）による「沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請」の結果について」2016.6.3. 神奈川県ウェブサイト <<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/829307.pdf>>

<sup>40</sup> 日本弁護士連合会「日米地位協定の改定を求めて一日弁連からの提言」2014.10, p.16. <[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/nichibeichiikyoutei\\_201410.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/nichibeichiikyoutei_201410.pdf)>

<sup>41</sup> 第190回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号 前掲注(25), p.6. (岸田外相の答弁)

<sup>42</sup> 「アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(Agreement under Article IV of the Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic of Korea, Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in the Republic of Korea) 1966年7月9日署名、1967年2月9日発効、2001年1月18日改正。

軍地位協定<sup>43</sup>と、これを補充するドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定（ボン補足協定）<sup>44</sup>によって定められている。これらの地位協定と日米地位協定における被疑者引渡しに関する規定をまとめたのが、巻末の別表 2 である。

外務省は、これらの規定を比較して次のように説明している<sup>45</sup>。

- ・ NATO 軍地位協定では、日米地位協定と同様、起訴時まで米側が拘禁することになっている。
- ・ ボン補足協定では、派遣国は判決の確定まで被疑者を拘禁できることになっている。
- ・ ボン補足協定には、ドイツによる移転要請に派遣国は好意的考慮を払うとの規定もあるが、そもそもドイツは、同協定に従い、ほとんど全ての米軍人による事件につき第一次裁判権を放棄している。
- ・ 米韓地位協定では、派遣国（米側）は、12 種類の凶悪な犯罪<sup>46</sup>の場合は韓国側による起訴時、それ以外の犯罪については判決確定後まで、被疑者を拘禁できることになっている。

こうした点から、外務省は「日米地位協定の規定は、NATO 地位協定と並んで受入れ国にとって最も有利なものとなってい」と説明している<sup>47</sup>。

## 2 韓国の運用改善

2011 年 9 月に在韓米軍人が女性に対して性的暴行を行うなど、韓国においても米軍人による事件が相次いでいた。これを受けて、米韓両国は在韓米軍人犯罪の初動捜査強化策を協議した。

その結果、2012 年 5 月 23 日、米韓合同委員会<sup>48</sup>は米韓地位協定の運用改善で合意した<sup>49</sup>。米韓地位協定の合意議事録<sup>50</sup>には、「合衆国の軍当局は、特定の事件における大韓民国の当局の身柄の引渡しの要請に対し、好意的な考慮を払うものとする」<sup>51</sup>との記述がある一方で、さらに下位の文書である米韓合同委員会の合意事項<sup>52</sup>には、犯罪を犯した米軍人等の被疑者の身柄引渡しについて、韓国司法当局は引渡し後、24 時間以内に起訴しなければ釈放しなければならないと規定されていた<sup>53</sup>。そのため、韓国側が米側から起訴前に被疑者の身柄の引渡しを受ける上

<sup>43</sup> 「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」(Agreement between the Parties to the North Atlantic Treaty regarding the Status of their Forces) 1951 年 6 月 19 日署名、1953 年 8 月 23 日発効。

<sup>44</sup> 「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定」(Agreement to Supplement the Agreement between the Parties to the North Atlantic Treaty regarding the Status of their Forces with respect to Foreign Forces stationed in the Federal Republic of Germany) 1959 年 8 月 3 日署名、1971 年 10 月 21 日、1981 年 5 月 18 日、1993 年 3 月 18 日改正。

<sup>45</sup> 「日米地位協定 Q&A 問 9」前掲注(12); 「刑事裁判手続に関する運用の改善」前掲注(13)

<sup>46</sup> 米韓地位協定の合意議事録では、「拘禁を許可するのに必要な重大性が充分にあり、拘禁を行うための必要かつ十分な理由のある類型の犯罪」として、殺人や強姦等、12 種類の犯罪が列挙されている。詳細は別表 2 参照。

<sup>47</sup> 「刑事裁判手続に関する運用の改善」前掲注(13)

<sup>48</sup> 米韓地位協定第 28 条により設置される、同協定の実施に関する米国政府と韓国政府の協議機関。

<sup>49</sup> 「SOFA 합동위원회, ‘기소전 신병인도’ 등 형사 절차 운영에 대한 새로운 틀 합의」2012.5.23. 外交部ウェブサイト <[http://www.mofa.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=342307&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE\\_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=](http://www.mofa.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=342307&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=)>

<sup>50</sup> Agreed Minutes to the Agreement under Article IV of the Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic of Korea, Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in the Republic of Korea. 1966 年 7 月 9 日署名、2001 年 1 月 18 日改正。

<sup>51</sup> 白井京訳「アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第 4 条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定」『外国の立法』No.220, 2004.5, p.216. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000451\\_po\\_022015.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000451_po_022015.pdf?contentNo=1)>

<sup>52</sup> Agreed Views pertaining to Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in the Republic of Korea. 2001 年 1 月 18 日署名。

<sup>53</sup> 削除される前の条文は以下。 “Agreed Views pertaining to Facilities and Areas and the Status of United States

で制約があった<sup>54</sup>。

2012年の運用改善によって、24時間以内に起訴しなければ釈放しなければならないとの規定が削除され、起訴前に身柄を確保して捜査を行えるようになった。これについて、起訴前の引渡しが日本のように殺人、強姦に限らず可能になったということで、米韓地位協定が日米地位協定よりも進んだものであるとの評価がある<sup>55</sup>。

その後、2013年3月に、ソウル中心部の梨泰院で、米軍人が、プラスチック製のBB弾を発砲し、警察の検問に応じず車で逃走する事件が発生した<sup>56</sup>。事件の主犯である被疑者に対し、特殊公務執行妨害致傷罪などで、拘束令状が発行され、同年4月9日、在韓米軍は、被疑者の身柄を韓国側に引き渡した<sup>57</sup>。初めて起訴前の被疑者の身柄引渡しが実現し<sup>58</sup>、韓国側は、2012年の運用改善が実際に適用されたものとして評価した<sup>59</sup>。

この韓国の2012年の運用改善について、岸田外相は国会で、「我が国の対応と比較して、我が国と同様に起訴前の拘禁の移転が可能になる可能性はあるとは理解をしています。ただ、これ以上韓国側から詳しい発表が行われていません。なおかつ、この見直しに基づいて、実際の事件において運用の改善が図られて何か結果が出たという情報にも我々は接していないものですから、この発表が本当の意味でどこまで改善が行われているか、これをちょっと確認することができていない、これが現状であります」と述べた<sup>60</sup>。

## おわりに

本稿で見たように、米軍人等による犯罪が起きるたびに、日米地位協定の刑事裁判権規定、特に米軍人等の被疑者の身柄引渡しが議論の対象となってきた。運用改善が図られてきた一方で、沖縄県などからは、日本側が被疑者の身柄引渡しを要請した場合、米側が応ずる旨を日米地位協定に明記するなどの要望が行われ続けている。米軍人等の被疑者の身柄引渡しについては、他国における駐留米軍地位協定の動向を含めて、注視していく必要がある。

---

Armed Forces in the Republic of Korea.” 在韓米軍ウェブサイト <[http://www.usfk.mil/Portals/105/Documents/SOFA/A10\\_Agreed.Views.pdf](http://www.usfk.mil/Portals/105/Documents/SOFA/A10_Agreed.Views.pdf)> 邦訳は次を参照。河鍊洙「駐韓米軍地位協定(SOFA)の現状と課題(2)」『龍谷法学』37(3), 2004.12, pp.780-781. <[http://ci.nii.ac.jp/els/110004637495.pdf?id=ART0007352369&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order\\_no=&ppv\\_type=0&lang\\_sw=&no=1473660532&cp=>](http://ci.nii.ac.jp/els/110004637495.pdf?id=ART0007352369&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1473660532&cp=>)>

<sup>54</sup> 「SOFA 합동위원회, ‘기소전 신병인도’ 등 형사 절차 운영에 대한 새로운 틀 합의」前掲注(49); 「한.미, ‘24 시간 이내 기소 조항’ 삭제..SOFA 운영 개선」『통일뉴스(統一ニュース)』2012.5.23. <<http://www.tongilnews.com/news/articleView.html?idxno=98566>>

<sup>55</sup> 「미군 피의자 기소前 신병 인도받는다」『동아일보(東亜日報)』2012.5.23. <<http://news.donga.com/Inter/3/02/20120522/46445433/1>>

<sup>56</sup> 「車で逃走の在韓米兵 プラスチック弾の発砲認める」『聯合ニュース』2013.3.4. <<http://japanese.yonhapnews.co.kr/headline/2013/03/04/0200000000AJP20130304003600882.HTML>>

<sup>57</sup> 「이태원 도심난동 사건 주범 미군 피의자 신병인도」2013.4.9. 法務部ウェブサイト <[http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs\\_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti0005&strWrtNo=2910&strAnsNo=A&strRtnURL=MOJ\\_30200000&strOrgGbnCd=100000](http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti0005&strWrtNo=2910&strAnsNo=A&strRtnURL=MOJ_30200000&strOrgGbnCd=100000)>

<sup>58</sup> 「도심난동’ 미군하사 신병 인도...서울구치소 구금」『연합뉴스(聯合ニュース)』2013.4.9. <<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2013/04/09/0200000000AKR20130409130900004.HTML>>

<sup>59</sup> 「지속적인 SOFA 운영개선을 통한 국민행복외교 추구—제 191 차 SOFA(주한미군지위협정) 합동위원회 개최—」2013.6.26. 外交部ウェブサイト <[http://www.mofa.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=346576&c=TITLE&t=&pagenum=2&tableName=TYPE\\_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>](http://www.mofa.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=346576&c=TITLE&t=&pagenum=2&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>); 외교부 『2014 외교백서』2014, p.66. <[http://mofa.go.kr/state/publication/whitepaper/2014/20141028/2014\\_2.pdf](http://mofa.go.kr/state/publication/whitepaper/2014/20141028/2014_2.pdf)>

<sup>60</sup> 第190回国会衆議院外務委員会議録第4号 平成28年3月16日 p.34.

別表1 日米地位協定の刑事裁判権規定に関する主な動き

年月日	主な動き	
平成7 (1995)	9.4	沖縄本島北部で米軍人3人が女子小学生を暴行する事件が発生。
	10.25	日米両政府は日米合同委員会で刑事裁判手続に関する運用改善について合意し、殺人、強姦などについては起訴前の被疑者の身柄引渡しが可能に。
	11.4	沖縄県が日米両政府に対し、日米地位協定見直し要請書を提出。
平成8 (1996)	7.16	長崎県佐世保市で米軍人による強盗殺人未遂事件が発生。20日、米側から日本側へ初の起訴前身柄引渡し。
平成10 (1998)	10.7	沖縄県北中城村で米軍人による女子高生ひき逃げ事件が発生。起訴前身柄引渡しは行われず。被疑者の身柄は、起訴後に日本側へ引き渡された。
平成11 (1999)	12.28	政府が「地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める」と閣議決定。
平成12 (2000)	7.3	沖縄県沖縄市で米軍人がアパートに侵入し、女子中学生の体を触る準強制わいせつ事件が発生。沖縄県警が現行犯逮捕したが、被害者の意向に従い、23日、那覇地検は裁判権を行使しないことを決め、米側に身柄引渡し。
	8.29-30	沖縄県が日米両政府に対し、日米地位協定の見直しを要請。
平成13 (2001)	1.15	沖縄県北谷町で米軍人による連続放火事件が発生。起訴前身柄引渡しは行われず。被疑者の身柄は、起訴後に日本側へ引き渡された。
	6.29	沖縄県北谷町で米軍人による婦女暴行事件が発生。7月6日、米側から日本側へ起訴前身柄引渡し。
	7.18	日米外相会談で日米地位協定の運用改善をめぐる協議を推進することを合意。
	7.23	政府が地位協定の運用改善での対応が効果的でなければ改正も視野との答弁書を閣議決定。
	7.24	小泉純一郎首相がパウエル米国務長官に対し、日米地位協定の改定の可能性に言及。
平成14 (2002)	11.2	沖縄県具志川市（現うるま市）で米軍人による婦女暴行未遂、器物損壊事件が発生。12月4日、日本側は日米合同委員会で起訴前身柄引渡しを要求したが、5日、米側は拒否。起訴後に日本側に身柄引渡し。
平成15 (2003)	5.25	沖縄県北部で米軍人による婦女暴行致傷事件が発生。6月18日、米側から日本側へ起訴前身柄引渡し。
平成16 (2004)	4.2	日米両政府は日米合同委員会で米軍人被疑者の取調べに米軍代表者の同席を認めるとともに、平成7年合意で起訴前の引渡しについて「十分な考慮を払う」とした「その他の特定の場合」について「いかなる犯罪も排除されない」と口頭で確認。
平成18 (2006)	1.3	神奈川県横須賀市で米軍人による強盗殺人事件が発生。7日、米側から日本側へ起訴前身柄引渡し。
平成20 (2008)	2.10	沖縄県北谷町で米軍人による女子中学生暴行事件が発生。日本側が被疑者の身柄確保。22日、政府と在日米軍は基地外居住者についての情報提供などの再発防止策を発表。
	3.19	神奈川県横須賀市で米軍人による強盗殺人事件が発生。4月3日、米側から日本側へ起訴前身柄引渡し。被疑者が脱走兵だったため、5月15日、日米両政府は日米合同委員会で脱走兵の通報体制について合意。
平成21 (2009)	11.7	沖縄県読谷村で米軍人によるひき逃げ死亡事件が発生。起訴前の身柄引渡しは行われず。被疑者の身柄は、起訴後に日本側へ引き渡された。
平成23 (2011)	1.12	沖縄県沖縄市で米軍属による交通死亡事故が発生。11月23日、日米両政府は日米合同委員会で軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みに合意。
	12.16	日米両政府は日米合同委員会で飲酒後の自動車運転による通勤は、いかなる場合であっても、日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における公務として取り扱わないことで合意。
平成24 (2012)	10.16	沖縄本島中部で米軍人による集団強姦致傷事件が発生。日本側が被疑者の身柄確保。
平成25 (2013)	10.8	日米合同委員会、刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みに合意。
平成28 (2016)	5.19	沖縄県警、米軍属を死体遺棄容疑で逮捕。6月9日、殺人と強姦致死容疑で再逮捕。
	7.5	日米両政府、日米地位協定が定める軍属の範囲を明確化することなどに合意。

(注) ゴシックは日米合同委員会合意。

(出典) 各種新聞記事等を基に筆者作成。

別表2 被疑者の身柄の引渡しに関する地位協定の規定比較

<p><b>日米地位協定</b></p> <p>第17条5(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。</p> <p><b>刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意（平成7（1995）年10月25日）</b></p> <p>1 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。</p> <p>2 日本国は、同国が1にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。</p> <p><b>平成16（2004）年4月2日の日米合同委員会合意（口頭）</b></p> <p>平成7（1995）年の合意で起訴前の引渡しについて「十分な考慮を払う」とした「その他の特定の場合」について、日本政府が重大な関心を有するいかなる犯罪も排除するものではなく、日本政府が個別の事件に重大な関心がある場合には、拘禁の移転を要請することができる。</p> <p><b>在韓米軍地位協定（米韓地位協定）</b></p> <p>第22条5(c) 大韓民国が裁判権を行使すべき被疑者である合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁は、大韓民国により公訴されるまでの間、合衆国の軍当局が引き続き行なうものとする。</p> <p><b>アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定の合意議事録（2001年1月18日改正）</b></p> <p>第22条第5(c) に関して次のように合意する。</p> <p>3. 合衆国の軍当局は、大韓民国が第一次の裁判権を有する犯罪であって、拘禁を許可するのに必要な重大性が充分にあり、拘禁を行うための必要かつ十分な理由のある以下の類型の犯罪の起訴時又は起訴後、大韓民国が拘禁者の引渡しを要求した場合、大韓民国当局へ拘禁者を引き渡すものとする。</p> <p>(a) 殺人 (b) 強姦（準強姦及び13歳未満の者との姦淫を含む。） (c) 営利誘拐 (d) 違法な薬物の取引 (e) 販売目的のための違法な薬物の製造 (f) 放火 (g) 凶器使用強盗 (h) 前項の犯罪の未遂 (i) 傷害致死 (j) 飲酒運転による死亡事故 (k) 死亡事故を起こした後現場からの逃走 (l) 上記の犯罪のうち、一又はそれ以上の犯罪の被包含犯罪</p> <p>(中略)</p> <p>11. 合衆国の軍当局は、特定の事件における大韓民国の当局の身柄の引渡しの要請に対し、好意的な考慮を払うものとする。</p> <p><b>2012年5月23日の米韓合同委員会合意</b></p> <p>米韓地位協定に付随する米韓合同委員会の合意事項のうち、「拘禁の引渡し後、24時間以内に起訴されなければ釈放しなければならない」という規定を削除。</p> <p><b>NATO軍地位協定</b></p> <p>第7条5(c) 受入国が管轄権を行使すべき軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が派遣国の手中にあるときは、受入国により公訴が提起されるまでの間、派遣国により引き続き行われるものとする。</p> <p><b>ドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定（ボン補足協定）</b></p> <p>第22条1(b) ドイツの当局が裁判権を行使するときは、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁は、本条第2項及び第3項に従って派遣国の当局が行うものとする。</p> <p>2 (a) ドイツの当局が逮捕を行った場合であって、関係派遣国の当局からの要請があるときは、被逮捕者を当該派遣国に引き渡すものとする。</p> <p>(b) 派遣国の当局が逮捕を行ったとき、又は被逮捕者が本項(a)号に基づいて派遣国の当局に引き渡されたときは、同当局は、</p> <p>(i) 拘禁をいつでもドイツの当局に移すことができる。</p> <p>(ii) 特定の場合においてドイツの当局が行うことがある拘禁移転の要請に対して好意的な考慮を払う。</p> <p>(中略)</p> <p>3 本条第2項に従って派遣国の当局が拘禁を行うときは、ドイツの当局による保釈若しくは釈放の時まで、又は刑の執行開始まで、派遣国の当局が引き続き拘禁を行う。派遣国の当局は、捜査及び刑事訴訟手続のために、被逮捕者の身柄をドイツの当局に委ねるものとし、かつその目的のため及び証拠隠滅を防止するために適切な全ての措置を執るものとする。派遣国の当局は、拘禁に関してドイツの権限ある当局が行う特別の要請に十分な考慮を払うものとする。</p>
---

(出典) 以下の資料等を基に筆者作成。

- ・ 本間浩ほか『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』内外出版、2003、pp.308-311。
- ・ 白井京訳「アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定」『外国の立法』No.220、2004.5、pp.191-220。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000451\\_po\\_022015.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000451_po_022015.pdf?contentNo=1)>
- ・ 本間浩訳「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定」『外国の立法』No.221、2004.8、pp.21-66。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000448\\_po\\_022101.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000448_po_022101.pdf?contentNo=1)>